

お客様へ

島根益田信用組合

新型コロナウイルス感染拡大にかかると「緊急事態宣言」発令に伴う当組合の対応について

平素より当組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、令和2年4月16日に政府から発令された緊急事態宣言を受けまして、下記の通り当面の間一部業務を縮小させていただきますこととしました。

お客様におかれましては、多大なご不便やご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 対応期間	令和2年4月20日（月）～ 令和2年5月1日（金） 但し、政府方針により変更の可能性もございます。
2. 期間中の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口を含めて職員は交代制とさせていただきます。 ・得意先訪問活動は原則自粛させていただきます。 ・定期積金掛込み集金については後日一括して集金させていただきます。掛込みが終了した場合、掛込みの遅延にかかわらず満期時には契約どおりのお利息をお支払いさせていただきます。 ・自動継続定期預金以外の定期預金、定期積金満期のお手続きに関しましては担当者が連絡いたしますので個別に対応させていただきます。 ※緊急性のある事業資金や個人融資等のご相談の際はご連絡ください。
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の営業時間およびATM利用可能時間は通常通りです。 ・ご不明な点がございましたらお問い合わせください。 <p style="text-align: center;"> 本店営業部 0856-22-3033 浜田支店 0855-22-5354 西益田支店 0856-25-2011 高津支店 0856-23-1888 あけぼの支店 0856-23-1500 </p>

以上